

【参考】

「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」
新旧対照表

改正	現行
<p>リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>(略)</p> <p>なお、本通知は、令和元年 10 月 28 日から適用するが、平成 18 年 3 月 27 日老老発 0327001 厚生労働省老健局老人保健課長通知「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」については、平成 21 年度介護報酬改定において、一部のサービスのリハビリテーションマネジメント加算が本体報酬に包括化された際の基本的な考え方等を示すものであることから、廃止しないこと、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省老健局老人保健課長通知「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」については、本通知を新たに発出することから廃止することにご留意されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 リハビリテーションマネジメント加算について</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>(略)</p> <p>なお、本通知は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するが、平成 18 年 3 月 27 日老老発 0327001 厚生労働省老健局老人保健課長通知「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」については、平成 21 年度介護報酬改定において、一部のサービスのリハビリテーションマネジメント加算が本体報酬に包括化された際の基本的な考え方等を示すものであることから、廃止しないこと、平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省老健局老人保健課長通知「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」については、本通知を新たに発出することから廃止することにご留意されたい。</p> <p>記</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 リハビリテーションマネジメント加算について</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)の算定に関して

イ VISIT への参加登録

利用申請受付専用URL「<https://visit.mhlw.go.jp/visit/usage-registration/register>」から利用申請を行うこと。

ロ～ハ (略)

(6) (略)

第3～4 (略)

(別紙様式1)～(別紙様式5) (略)

(5) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)の算定に関して

イ VISIT への参加登録

登録専用電子アドレス「reha-visit@mhlw.go.jp」に 必要事項(事業所番号、事業所名、事業所の住所、事業所の電話番号、代表者氏名)を記載の上、メールを送信すること。

ロ～ハ (略)

(6) (略)

第3～4 (略)

(別紙様式1)～(別紙様式5) (略)